

## 令和7年度群馬県林業講師派遣プログラム事業実施要領

### (目的)

第1 森林資源の循環利用と皆伐再造林を適切に進めるためには、現場で作業を担う人材の確保・育成が喫緊の課題である。林業現場では労働災害の発生率が依然として高く、事故原因の約7割が人為的ミスによるものであり、経験年数5年以下の従事者が約4割を占めている。この背景には、現場技術者の「認知」「判断」「操作」の能力の不足があり、技術・技能の確実な習得が求められている。

県はこれまで、高性能林業機械オペレーター、森林作業道作設オペレーター、伐倒技術者の育成を目的とした集合型研修を実施してきた。集合研修は認知力や判断力の向上には有効であるが、操作技術の習得には時間的制約があり、十分な効果を得ることが困難である。

また、集合研修の環境（機械、地形、土質）が実際の現場と異なるため、習得した技能が現場で活用できない事例もある。

現場でのミスを減らし、労働災害の防止と生産性の向上、持続可能な森林経営を支える人材の確保・育成につなげるためには、研修生一人ひとりに対してきめ細やかな指導を行い、認知・判断力に加えて操作技術の向上を促す新たな研修体制の構築が必要である。

このため、本事業では、これまでの集合型研修を見直し、専門性の高い外部講師による、林業事業体のニーズに応じた個別指導型の研修を新たに導入する。

また、本事業は、個別指導型の研修を試行的かつモデル事業として実施し、新たな研修体制の構築に向けて効果的な研修プログラムやカリキュラムの検証を行う。

（資料群馬県林業講師派遣プログラムの概要参照）

### (実施主体)

第2 事業の実施主体は、群馬県とする。

### (事業の内容)

第3 専門性の高い外部講師による少人数を対象とした個別指導型研修を実施する。

実施した研修プログラムやカリキュラムは、今後の研修等での活用など新たな研修体制の構築に向けた資材となるよう効果等を検証する。

2 研修のテーマは次のとおりとする。

大区分	小区分
高性能林業機械等オペレーター育成に関すること ※森林作業道の作設オペレーターを含む	短期（新人）
	長期（新人）
	中堅
伐倒技術者の育成	新人
	中堅

- ※短期とは、研修期間3～5日間とする。
- ※長期とは、研修期間6～10日間とする。
- ※新人とは、研修生における研修テーマに設定する業務経験が3年未満とする。
- ※中堅とは、研修生における研修テーマに設定する業務経験が5年以上とし、研修期間については3～5日間とする。

(事業の委託)

第4 事業は、外部に委託して実施する。

(事業者の公募)

第5 事業者は、公募型プロポーザルにより選定する。

(事業者の選定数)

第6 公募する事業者の選定数は次のとおりとする。

大区分	小区分	選定数
高性能林業機械等オペレーター育成に関すること	短期（新人）	1
	長期（新人）	1
	中堅	1
伐倒技術者の育成	新人	1
	中堅	1

(研修フィールド)

第7 研修フィールドは群馬県内とし、事業者が確保するものとする。

(研修講師)

第8 研修の講師は、研修テーマに関する高度な知識と技術を有し、外部講師としての指導経験を有する者とする。

(業務委託内容)

第9 発注者が設定したテーマに応じた、現場の専門性に特化した講師による個別指導型の研修に関する研修プログラム（カリキュラム）の作成、研修環境（フィールド及び会議室）の確保、外部講師の提案・調整・確保、研修生の選定・確保、研修運営、研修報告を行う。

(業務委託の対象経費)

第10 業務委託の対象経費は、次の経費とする。

- ・研修の実施に必要となる資機材費

- ・外部講師に係る経費（謝金、旅費）
- ・研修企画、運営、報告に係る人件費（研修生の人件費は対象外とする）
- ・研修に使用する高性能林業機械等の回送に係る経費
- ・研修の取りまとめ及び研修効果の検証に係る経費
- ・研修企画、運営、報告に係る一般管理費

（事業内容の公表）

- 第1 1 本事業に関わる契約内容（契約相手方、契約金額）は公表の対象とする。
- 2 本事業に関わる内容及び研修現場での写真・動画等は、広く県のPR活動（SNSを含む）に使用する。